平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

(下線部は改正部分)

第二条 地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対 り交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除し り交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除し が普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の規定によ り交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除し た額を平成二十八年一月における交付の特例)	は一部を交付しないことができる。	こととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又	交付を受けたが、平成二十七年度においては普通交付税の交付を受けない   ☆	となると認められる地方団体又は平成二十六年度においては普通交付税のし	税の額が平成二十六年度分の普通交付税の額に比して著しく減少すること	じて得た額とする。ただし、平成二十七年度において交付すべき普通交付し	の平成二十六年度分の普通交付税の額に○・二四七六○三八五四二を乗	の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団	第一条 平成二十七年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付 第	(平成二十七年四月における交付の特例) -	改正案
	は一部を交付しないことができる。	こととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又	交付を受けたが、平成二十七年度においては普通交付税の交付を受けない	となると認められる地方団体又は平成二十六年度においては普通交付税の	税の額が平成二十六年度分の普通交付税の額に比して著しく減少すること	じて得た額とする。ただし、平成二十七年度において交付すべき普通交付	体の平成二十六年度分の普通交付税の額に○・二四七六○三八五四二を乗	税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団	第一条 平成二十七年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付	(交付額の特例)	現行

## (廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定)

普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十六年度分の一 廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域とな

なった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

普通交付税の額は、

次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十六年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合に対して交付すべきであった普通交付税の額を、当該廃置分合にに対して交付すべきであった普通交付税の額を、当該廃置分合にに対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。

## (廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定)

なった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十六年度分の廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域とな

に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。された区域に係る平成二十六年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十六より分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十六条置分合に対して交付すべきであった普通交付税の額を、当該廃置分合に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。

を加えた額とする。年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額

平成二十六年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十六

年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額平成二十六年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十六

を加えた額とする。